

『消防設備士第6類 令和4年版』 に関するお詫びと訂正のご案内

『消防設備士第6類 令和4年版』の内容について誤りがありましたことを、心よりお詫び申し上げます。以下の通り訂正致しますので、お手持ちの本書に加筆訂正をお願い致します。

ご迷惑をおかけ致しまして誠に申し訳ございません。

よろしくお願い申し上げます。

初版 二刷

P65 ※赤字を追加 更新：[2022.7.20]	誤	[8] 正解1 「消防設備士免状を亡失してその再交付を受けた者は、亡失した免状を発見した場合には、これを〔10〕日以内に免状の再交付をした〔都道府県知事〕に提出しなければならない。」
---------------------------------	---	---